

## 一般競争入札心得

### (目的)

第1条 この心得は、大阪府立大学羽曳野キャンパスで使用する電気調達（単価契約）一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人大阪府立大学が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書（案）の各条項、この入札心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

5 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。

6 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

7 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

8 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

### (入札)

第3条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定された日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。

3 入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めるときは、当該入札を延期又は中止することがある。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者が入札書を提出するときは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札場には、入札参加者並びに入札執行担当職員及び当該入札に立ち会う職員（以下「立会い職員」という。）以外の者は入場することができない。

7 入札参加者は、入札場に入場しようとするときは入札執行担当職員に一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第4条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第5条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせる。

2 入札参加者は、開札開始後入札場に入場することができない。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 第9条の規定による再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (7) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 入札金額と単価内訳書が一致しない入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第7条 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額（以下「落札金額」という。）とする。なお、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項の落札者を決定する際には、入札金額と単価内訳書の金額が一致していることを確認した上で行う。

3 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第9条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、2回以内とする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第6条第1号及び第2号又は第6号から第10号までのいずれかに該当し無効とされた入札をした者

(2) 第6条第12号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程第22条第1項に該当する場合は免除する場合がある。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。